

災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定書

鳥取県（以下「甲」という。）、鳥取県内市町村（別記に掲げる市町村をいう。以下「乙」という。）及び特定非営利活動法人日本レスキュー協会（以下「丙」という。）は、鳥取県内において地震、風水害その他の災害が発生した場合に、被災者の捜索活動（以下「捜索活動」という。）を円滑に実施するため、又は避難所等における被災地住民のこころのケアを図るため、災害救助犬及びセラピードッグの出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第1条 甲又は乙は、捜索活動のため必要があると認めるとき、又は被災地住民のこころのケアが必要と認めるときは、丙に対して、災害救助犬又はセラピードッグの出動を要請する。

（出動）

第2条 丙は、前条による要請を受けたときは、特別な理由がない限り、速やかに災害救助犬又はセラピードッグを出動させるものとする。この場合において、災害救助犬又はセラピードッグの出動頭数及び出動人員は、災害の種別及び規模等を考慮し、甲又は乙と丙が協議のうえ決定する。

（捜索活動の実施）

第3条 丙は、出動した災害現場においては、甲又は乙の指定した現場指揮者の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

（被災地住民のこころのケアの実施）

第4条 丙は、出動した避難所等においては、甲又は乙の指定した現場指揮者の指示に従い活動を実施するものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条の規定に基づく出動に要する経費は、要請を行った甲又は乙の負担とする。

（損害補償）

第6条 この協定に基づく出動又は活動に伴って丙の出動人員、災害救助犬又はセラピードッグに生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、丙の責任にお

(別記)

鳥取市長

米子市長

倉吉市長

境港市長

岩美町長

若桜町長

智頭町長

八頭町長

三朝町長

北栄町長

湯梨浜町長

琴浦町長

日吉津村長

大山町長

南部町長

伯耆町長

日南町長

日野町長

江府町長